

「児童ポルノ排除総合対策」取組状況(平成24年7月～平成25年4月)

平成25年5月24日児童ポルノ排除対策WT

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
1 児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進					
① 協議会の開催	内閣府	児童ポルノの排除に向けた国民運動を官民一体となって推進するため、関係府省庁、教育関係団体、医療関係団体、事業者団体、NPO等で構成する協議会を開催し、国民運動の推進方策について協議するとともに、その周知を図る。	○児童ポルノ排除対策推進協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年11月21日に第3回「児童ポルノ排除対策推進協議会」を開催した。 ・本年度も11月に「児童ポルノ排除対策推進協議会」を開催予定である。 	内閣府
② 国民運動の効果的な推進	内閣府 警察庁等	児童ポルノを排除するため、キャッチコピー、シンボルマーク等を公募し、広報・啓発活動に活用するとともに、シンポジウムを開催するなどして国民運動の効果的な推進を図る。	○公開シンポジウムの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年11月21日、国民運動の推進を目的として、公開シンポジウムを開催した。その際、スウェーデン外務省担当者による国際的な取組に関する基調講演の後、「子どもの人権を守る～被害者支援と被害防止教育～」をテーマに、警察やPTA、情報・通信企業の担当者によるパネルディスカッションを行った。 ・本年度も公開シンポジウムを開催する予定である。(平成25年度予算額 2,797千円) 	内閣府
			○児童ポルノ排除に向けた国民意識の醸成のためのポスターやリーフレットの作成等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童ポルノ排除に向けた国民意識の醸成等のためのポスター及びリーフレットを作成・配布した。 ・都道府県警察においても、児童ポルノの根絶に向けた大会の開催や、ポスターを作成して学校やインターネットカフェ等に配布するなど、児童ポルノ排除に向けた国民意識の醸成を図った。 	警察庁
③ ホームページによる広報・啓発活動	内閣府 警察庁等	内閣府のホームページにおいて、児童ポルノ排除対策ワーキングチームの活動状況について掲載するとともに、警察庁のホームページにおいて、「NO!!児童ポルノ」と題して、児童ポルノの定義、被害防止対策、検挙・被害状況、児童ポルノ被害の深刻さ等について掲載し、児童ポルノ排除対策に関する国民の理解の増進を図る。	○児童ポルノ排除対策ワーキングチーム等の開催状況の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ上に、児童ポルノ排除対策ワーキングチーム、児童ポルノ排除対策推進協議会や公開シンポジウムの開催状況を掲載し、児童ポルノ排除に関する取組を周知した。 	内閣府
			○警察庁ホームページに「NO!!児童ポルノ」を掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・警察庁や各都道府県警察のホームページで、児童ポルノの定義、被害防止対策、検挙・被害状況、児童ポルノ被害の深刻さ等を掲載し、随時更新している。 	警察庁
④ 「児童虐待防止推進月間」における取組	厚生労働省等	毎年11月に実施している「児童虐待防止推進月間」において、児童ポルノの問題を含む児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発活動を推進する。	○児童ポルノ排除に向けた広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年10月に、都道府県警察に対して、「児童虐待防止推進月間」の実施に当たり、児童ポルノ排除に向けた広報啓発を行うよう指示した。都道府県警察では、当該月間の実施に合わせ、児童ポルノ排除に向けたポスターを作成・配付するなどの広報啓発を実施した。 	警察庁
			○児童虐待防止推進月間における広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年11月の児童虐待防止推進月間の広報ポスター等を地方自治体等に配布することにより、性的虐待を含む児童虐待についての広報・啓発を行っている。 	厚生労働省
⑤ 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等における取組	内閣府 警察庁等	毎年実施している「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)及び「子ども・若者育成支援強調月間」(11月)において、児童ポルノ排除に係る広報・啓発活動の強化等を重点項目に追加し、児童ポルノ排除対策の必要性等について国民の理解の増進を図るため、関係機関・団体と地域住民等が相互に協力・連携した広報・啓発活動を推進する。	○強調月間における広報・啓発活動等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)及び「子ども・若者育成支援強調月間」(11月)の実施要綱に児童ポルノにかかる取組を重点課題等で盛り込み、関係機関等に周知したほか、政府広報において広報・啓発を行った。本年度も実施予定である。 	内閣府
				<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度、強調月間の実施を都道府県警察に周知するとともに、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に当たって、広報啓発用ポスターを作成し、関係機関・団体に配布した。本年度も同様に行う予定である。 	警察庁

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
⑥ 「女性に対する暴力をなくす運動」における取組	内閣府等	毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、児童の性的搾取を含む女性に対する暴力を根絶するため、地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携・協力し、広報・啓発活動を推進する。	○運動期間における広報・啓発活動の実施	・「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～同月25日)において、児童の性的搾取を含む女性に対する暴力根絶に関する啓発用ポスター・リーフレットの作成・配布、キャンペーンの実施等の広報・啓発活動を行った。 本年度も同様に行う予定である。(平成25年度予算額 7,117千円)	内閣府
⑦ PTAを通じた保護者への働き掛け	文部科学省	関係省庁、PTAの全国組織等の中で緊密な連携を図り、PTAの全国大会、総会等の機会に、児童ポルノ排除の重要性について周知を図る。	○PTA全国組織への協力依頼	・平成24年2月、日本PTA全国協議会評議員会にて、児童ポルノ事犯の現状と対策について説明した。	文部科学省
⑧ 国際的取組への参画	外務省 警察庁 法務省	我が国が2005年に締結した「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」の規定に基づき、児童の権利委員会に提出した政府報告に対する同委員会の最終見解の趣旨を踏まえ、同選択議定書の実施の確保に努める。また、2008年11月、リオデジャネイロで開催された「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」において取りまとめられた「児童の性的搾取を防止・根絶するためのリオデジャネイロ宣言及び行動への呼びかけ」について国内での周知に努める。	○「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」の国内での実施(広報を含む)	・児童の権利委員会に提出した政府報告に対する同委員会の最終見解の趣旨を踏まえ、同選択議定書の実施の確保に努める。また、同選択議定書の実施の確保に努める。また、同選択議定書の実施の確保に努める。	外務省
			○議定書等の趣旨を踏まえた厳格な取締りの実施	・平成21年6月、インターネット上に氾濫する児童ポルノを根絶し深刻な人権侵害を受けて将来にわたり苦しむ被害児童をなくすため、取締り、流通防止対策及び被害児童支援の3点を柱とする「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」を策定し、児童ポルノ根絶に向けた総合的な対策を推進している。また、平成22年4月には児童ポルノ対策官の設置など体制の強化を図ったほか、平成23年7月には、「情勢の変化に対応したインターネット利用児童ポルノ事犯の取締り等の強化について」を都道府県警察に対して通達し、各種会議等の場においても、悪質な児童ポルノ事犯に対する取締りの徹底等を指示している。	警察庁

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
2 被害防止対策の推進					
(1) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備					
① 青少年インターネット環境整備法に基づく総合的な被害防止対策の推進	内閣府 内閣官房 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 経済産業省	インターネットの利用を通じて青少年が児童ポルノ事犯等の犯罪被害やトラブルに遭う事例が絶えないこと等にかんがみ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、青少年インターネット環境整備法が制定されたところ、同法の施行状況の把握のために必要なデータ収集を目的として、青少年及びその保護者に対し、フィルタリングの認知度・利用率や改善ニーズ等を調査するとともに、改善ニーズ等を踏まえたフィルタリングソフトウェアの性能向上のための方策の検討及び利用の促進を図る。また、同法に基づき、関係府省庁、関係事業者等が連携して、青少年、保護者等に対する青少年のインターネットの適切な利用に関する広報・啓発、調査研究その他の対策を総合的に推進する。	○青少年のインターネット利用環境実態調査の実施 ○諸外国における青少年のインターネット環境整備状況等調査の実施 ○青少年インターネット環境整備法の周知に係る広報活動の実施 ○青少年インターネット環境の整備等に関する検討会での検討	<p>・平成24年度において、平成23年度に引き続き、青少年インターネット環境整備法の施行状況を把握するための基礎データを収集するため、青少年のインターネット利用環境実態調査を実施した。本年度も同様に青少年のインターネット環境整備状況等調査を行う予定である。(平成25年度予算額 14,428千円)</p> <p>・平成24年度において、諸外国のレイティブ・ゾーニングに係る取組実態についての調査を実施した。本年度も同様に行う予定である。(平成25年度予算額 5,563千円)</p> <p>・「健全なインターネット活用ができる青少年を育てるためのパンフレット」(子ども向け及び保護者向け)の配布及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための保護者向けパンフレット」の公開等を通じて、青少年インターネット環境整備法の趣旨及び内容等を広報啓発している。</p> <p>・平成25年2月、入学・進級による携帯電話の購入・買替時期において、フィルタリング普及のための取組等を総合的・重点的に行うよう、都道府県等に対して文書により依頼した。</p> <p>・平成23年8月、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」において「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」を決定・公表した。また、平成24年1月から「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の見直しに係る検討を開始し同年4月に見直し内容をとりまとめた報告書を策定した。</p> <p>・平成24年7月6日に、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号)に基づき、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第2次)」を決定した。</p>	内閣府
		○児童ポルノ事犯の被害防止に向けた啓発活動の推進 ○携帯電話におけるフィルタリングの普及促進	<p>・都道府県警察では、非行防止教室等において、インターネットの利用に起因した児童の犯罪被害の状況等に係る情報提供を行うとともに、携帯電話等のフィルタリングについて広報啓発を行うなど、児童ポルノ事犯の被害防止に向けた啓発活動を推進している。</p> <p>・平成22年11月に、「児童が使用する携帯電話に係るフィルタリングの100%普及を目指した取組の推進について」を都道府県警察に対して通達し、事業者に対する指導・要請の徹底、保護者に対する啓発活動の徹底及び知事部局等と連携した広報啓発活動の推進を指示するとともに、内閣府、総務省、経済産業省及び文部科学省と連携協力して、児童が使用する携帯電話に係るフィルタリングの100%普及を目指した取組を推進している。</p> <p>・警察庁では、関係府省庁と連携し、携帯電話事業者等に対してフィルタリングの普及について要請するとともに、都道府県警察を通じ、携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況等実態調査を行い、結果を公表した。(第1回調査:平成22年12月実施・平成23年2月公表、第2回調査:平成23年7~8月実施・平成23年10月公表)</p> <p>・携帯電話販売店実態調査の結果に基づき、携帯電話事業者に対して携帯電話販売店における保護者に対するフィルタリングに関する説明等の徹底について要請した。</p> <p>・児童の保護者を対象として、児童が使用する携帯電話に係るフィルタリングの利用状況、保護者の認識・理解の普及浸透状況等の実態調査を実施し、公表した。(平成23年2~4月実施・平成23年8月公表)</p> <p>・平成25年1月に、「少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進について」を都道府県警察に対して通達し、スマートフォンが児童に急速に普及している状況を踏まえ、事業者に対する指導・要請の強化と保護者に対する広報啓発等によりフィルタリングの更なる普及への取組を推進している。</p> <p>・平成22年11月から平成25年2月末までに、都道府県警察において、フィルタリング啓発広報活動として、保護者説明会等の学校行事や非行防止教室等における啓発活動を84,403回(参加人員11,013,187人、うち保護者1,441,673人)実施、普及促進キャンペーン等を14,356回(参加人員2,226,757人)開催している。</p>	警察庁	

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
			<p>○携帯電話・PHS事業者によるフィルタリング普及促進に関する自主的取組の支援</p> <p>○安心ネットづくり促進協議会等の民間団体による自主的取組への支援</p> <p>○「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会・青少年インターネットワーキンググループ」における対策の検討</p>	<p>・携帯事業者及び第三者機関と随時連携し、携帯電話フィルタリングサービスの周知及び普及率向上、携帯電話フィルタリングのカスタマイズ機能等、多様なフィルタリングサービスの提供促進に取り組んでいるところ。</p> <p>・安心ネットづくり促進協議会による、全国各地域での普及啓発事業やスマートフォンの青少年利用における課題の検討などの調査研究事業への支援を行っている。</p> <p>・「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」が平成23年10月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言～スマートフォン時代の青少年保護を目指して～」を公表。</p>	総務省
			○青少年を取り巻く有害環境対策の推進	<p>・平成23年度に引き続き平成24年度もインターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するための有識者等によるケータイモラルキャラバン隊を結成し、全国6ヶ所で保護者を対象とした学習・参加型のシンポジウムを開催した。平成25年度はネットモラルキャラバン隊として全国12ヶ所で開催するために必要な経費を計上。(平成25年度予算案額64,706千円の内数)</p>	文部科学省
			○フィルタリング普及啓発セミナーの実施	<p>・青少年や保護者に加え、教職員や住民等青少年を取り巻く関係者に対し、青少年のインターネット利用にかかるリスクとその対策を説明することで、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と保護者等のペアレンタルコントロール等による実効的な自主的対策の促進を図っている。また、インストラクター等の指導者に対して、新たなインターネット接続機器についての最新情報等の更新を支援している。(平成25年度予算額 378,862千円の内数)</p>	経済産業省

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
② 青少年保護に向けたメディアリテラシーの向上及び新たな取組に対する支援	総務省	メディアの健全な利用の促進に必要な情報の持つ意味を正しく理解し活用できる能力等(メディアリテラシー)の向上を図るため、コミュニティ型ウェブサイト(SNS(Social Networking Service))等の消費者発信型メディア(CGM(Consumer Generated Media))における安心・安全な利用に関する実態調査等の各種調査研究、メディアの特性に応じたメディアリテラシーに関する教材等の開発、関係者間の連携強化等を総合的に推進する。また、青少年がインターネットを介して犯罪に巻き込まれる事態を未然に防止するため、「利用者視点を踏まえたICT(Information and Communication Technology)サービスに係る諸問題に関する研究会」の提言を踏まえ、携帯電話利用者の年齢認証やメッセージ交換サービス監視等、CGM事業者の青少年保護に向けた新たな取組を支援する。	○CGM事業者による青少年保護に関する自主的取組の支援 ○情報の持つ意味を正しく理解し活用できる能力等(メディアリテラシー)向上のための調査・開発、啓発活動の展開 ○青少年インターネットリテラシー指標の策定、公表	・「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」が平成23年10月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」を公表。本提言を踏まえ、CGM事業者に対して、ミニメールの内容確認に関する同意取得の方法を周知するとともに、利用者への啓発活動について協力依頼。 ・図書館・公民館・児童館などの公共施設に子どもや高齢者でも使いやすい端末を配備し、自分でインターネット等各種メディアを主体的に読み解く能力等を向上させるための学習効果の高いコンテンツ、利用環境の検証を行う。 ・「安心ネットづくり促進協議会」による普及・啓発活動(シンポジウムやワークショップ等)を支援。 ・青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標(ILAS)を開発するとともに、全国高校一年生約2,500名を対象にテストを実施し、集計・分析した結果を平成24年9月に公表した。	総務省
③ 官民の情報共有、ポータルサイトによる情報提供の推進	内閣官房 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 経済産業省 等	官民を横断する違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブルの連絡網により、政府の対策、民間の対処方策、違法・有害情報の事例、その対応策等について実務者間での情報共有を実現する。また、違法・有害情報への具体的対策や関係府省庁及び関係団体の取組等について、「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」等を活用し、積極的な情報提供を実施する。	○違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル連絡網による情報共有の実施	・インターネット上の違法・有害情報に起因する問題に対応するため、「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」の枠組を活用し、政府、事業者、関係団体等に対し、官民の関係セクターを横断した情報共有を図った。また、違法・有害情報への具体的対策や関係府省庁及び関係団体の取組等について、「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」を活用し、情報提供を実施した。	内閣官房
			○安心ネットづくり促進協議会等の民間団体による自主的取組への支援	・安心ネットづくり促進協議会、児童ポルノ流通防止対策専門委員会、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会等の民間の協議会に対し、必要な情報提供や助言等を行うことにより、民間の自主的取組を支援している。	総務省
				・児童ポルノ流通防止対策専門委員会、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会や安心ネットづくり促進協議会等における検討事項について、参画・支援を実施している。	経済産業省

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
④ フィルタリングの普及促進等のための施策	総務省 経済産業省	「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の提言を踏まえ、フィルタリングサービスの普及改善に向けた更なる対策への支援を行う。 また、青少年や保護者、教職員等青少年を取り巻く関係者に対し、青少年のインターネット利用に係るリスクとその対策を周知することで、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と、保護者等による実効的な自主的対策を促進するべく、フィルタリングの認知・理解の向上を図るフィルタリング普及啓発セミナーや簡易フィルタリングソフトの無償提供等を実施する。	○安心ネットづくり促進協議会等の民間団体による自主的取組への支援 ○携帯電話・PHS事業者によるフィルタリング普及促進に関する自主的取組の支援	・「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」が平成23年10月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」を公表。本提言を受けて、安心ネットづくり促進協議会はスマートフォン利用作業部会を設置し、無線LAN及びアプリ経由のインターネット利用等、スマートフォンに関わる青少年保護に関する課題を検討し、平成24年6月に報告書を取りまとめ公表した。 ・上記提言を受けて、電気通信事業者協会(TCA)と携帯電話・PHS各社が策定している「青少年への携帯電話等フィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」について、無線LAN接続時におけるフィルタリングの利用の可否等に関する説明の追加を主な内容とする見直しを行い平成24年2月3日に公表。(参考:平成24年12月末時点の携帯電話フィルタリングサービス利用者数831万人)	総務省
			○フィルタリング普及啓発セミナーの実施(再掲)	・青少年や保護者に加え、教職員や住民等青少年を取り巻く関係者に対し、青少年のインターネット利用にかかるリスクとその対策を説明することで、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と保護者等のペアレンタルコントロール等による実効的な自主的対策の促進を図っている。また、インストラクター等の指導者に対して、新たなインターネット接続機器についての最新情報等の更新を支援している。 (平成25年度予算額 378,862千円の内数)	経済産業省
(2) 情報モラル等の普及の促進					
① インターネットの危険性及び適切な利用に関する広報・啓発活動	警察庁 内閣府 内閣官房 総務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	非行防止教室、サイバーセキュリティに関する講習等において、有害情報の例や被害事例の紹介等インターネットの利用に起因した青少年の犯罪被害の状況等に係る情報提供を行うとともに、氏名や電話番号等の書き込み、写真の送付等を安易に行わないなどのインターネット利用上の注意や、インターネットを介して知り合った者との安易な交際が危険をもたらす可能性があること等について周知を図るなど、学校、地域、家庭等に対し、インターネットの危険性及び適切な利用に関する広報・啓発活動を推進する。また、インターネットの利用を通じた実際の被害事例と被害防止対策に関するリーフレット等を作成し、広報・啓発活動に活用する。	○青少年インターネット環境整備法の周知に係る広報活動(再掲)	・「健全なインターネット活用ができる青少年を育てるためのパンフレット」(子ども向け及び保護者向け)の配布及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための保護者向けパンフレット」の公開等を通じて、青少年インターネット環境整備法の趣旨及び内容等を広報啓発している。 ・平成25年2月、入学・進級による携帯電話の購入・買替時期において、フィルタリング普及のための取組等を総合的・重点的に行うよう、都道府県等に対して文書により依頼した。	内閣府

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
			<p>○児童ポルノ事犯の被害防止に向けた啓発活動の推進(再掲)</p> <p>○携帯電話におけるフィルタリングの普及促進(再掲)</p>	<p>・都道府県警察では、非行防止教室等において、インターネットの利用に起因した児童の犯罪被害の状況等に係る情報提供を行うとともに、携帯電話等のフィルタリングについて広報啓発を行うなど、児童ポルノ事犯の被害防止に向けた啓発活動を推進している。</p> <p>・平成22年11月に、「児童が使用する携帯電話に係るフィルタリングの100%普及を目指した取組の推進について」を都道府県警察に対して通達し、事業者に対する指導・要請の徹底、保護者に対する啓発活動の徹底及び知事部局等と連携した広報啓発活動の推進を指示するとともに、内閣府、総務省、経済産業省及び文部科学省と連携協力して、児童が使用する携帯電話に係るフィルタリングの100%普及を目指した取組を推進している。</p> <p>・警察庁では、関係府省庁と連携し、携帯電話事業者等に対してフィルタリングの普及について要請するとともに、都道府県警察を通じ、携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況等実態調査を行い、結果を公表した。(第1回調査:平成22年12月実施・平成23年2月公表、第2回調査:平成23年7~8月実施・平成23年10月公表)</p> <p>・携帯電話販売店実態調査の結果に基づき、携帯電話事業者に対して携帯電話販売店における保護者に対するフィルタリングに関する説明等の徹底について要請した。</p> <p>・児童の保護者を対象として、児童が使用する携帯電話に係るフィルタリングの利用状況、保護者の認識・理解の普及浸透状況等の実態調査を実施し、公表した。(平成23年2~4月実施・平成23年8月公表)</p> <p>・平成25年1月に、「少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進について」を都道府県警察に対して通達し、スマートフォンが児童に急速に普及している状況を踏まえ、事業者に対する指導・要請の強化と保護者に対する広報啓発等によりフィルタリングの更なる普及への取組を推進している。</p> <p>・平成22年11月から平成25年2月末までに、都道府県警察において、フィルタリング啓発広報活動として、保護者説明会等の学校行事や非行防止教室等における啓発活動を84,403回(参加人員11,013,187人、うち保護者1,441,673人)実施、普及促進キャンペーン等を14,356回(参加人員2,226,757人)開催している。</p>	警察庁
		<p>○携帯電話・PHS事業者によるフィルタリング普及促進に関する自主的取組の支援(再掲)</p> <p>○安心ネットづくり促進協議会等の民間団体による自主的取組への支援(再掲)</p>		<p>・携帯電話事業者及び第三者機関と随時連携し、携帯電話フィルタリングサービスの周知および普及率向上、携帯電話フィルタリングのカスタマイズ機能等、多様なフィルタリングサービスの提供促進に取り組んでいるところ。</p> <p>・安心ネットづくり促進協議会による、全国各地域での普及啓発事業や、スマートフォンの青少年利用における課題の検討などの調査研究事業への支援を行っている。</p>	総務省
		<p>○学校ネットパトロールに関する調査研究の実施</p> <p>○青少年を取り巻く有害環境対策の推進(再掲)</p>		<p>・平成22年度及び23年度において、学校・教育委員会が実施している学校ネットパトロールについて現状と課題を整理するとともに、効果的な実施の在り方について調査研究を実施した。平成24年度には報告書を作成し、各教育委員会等に配布した。</p> <p>・平成24年度はインターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するための有識者等によるケータイモラルキャラバン隊を結成し、全国6ヶ所で保護者を対象とした学習・参加型のシンポジウムを開催した。平成25年度はネットモラルキャラバン隊として全国12ヶ所で開催するために必要な経費を計上。(平成25年度予算案額64,706千円の内数)</p>	文部科学省

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
			○e-ネットキャラバンの実施	・総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、児童生徒、保護者及び教職員を対象とした啓発講座を実施している。(平成24年度実施実績:1524件)	総務省 文部科学省
			○フィルタリング普及啓発セミナーの実施(再掲)	・青少年や保護者に加え、教職員や住民等青少年を取り巻く関係者に対し、青少年のインターネット利用にかかるリスクとその対策を説明することで、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と保護者等のペアレンタルコントロール等による実効的な自主的対策の促進を図っている。また、インストラクター等の指導者に対して、新たなインターネット接続機器についての最新情報等の更新を支援している。 (平成25年度予算額 378,862千円の内数)	経済産業省
② インターネット安全教室の実施	経済産業省 警察庁	経済産業省において、警察の協力の下、全国のNPO法人等と連携し、青少年、保護者、教職員等に対して、情報セキュリティや違法・有害情報対策について普及啓発を図るインターネット安全教室を実施する。	○インターネット安全教室の開催	・インターネットを利用する一般利用者が、情報セキュリティに関する基礎知識を学習できる「インターネット安全教室」を全国各地で開催した。本年度も同様に行う予定である。(平成25年度予算額85,000千円の内数)	経済産業省
				・インターネット安全教室において、情報セキュリティ等に関する広報啓発活動を推進している。	警察庁
③ 学校及び家庭における情報モラル教育の充実	文部科学省	インターネット上の違法・有害情報の問題等情報化の影の部分が児童に大きな影響を与えており、児童がインターネットを利用した犯罪に巻き込まれやすくなっていることから、新しい学習指導要領を踏まえ、学校における情報モラル教育の充実を図る。また、児童ポルノ事犯による被害のきっかけとなりやすいインターネットの危険性及びその適切な利用について扱った家庭教育に関する講座が各地域で実施されるよう促す。	○e-ネットキャラバンの実施(再掲)	・総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、児童生徒、保護者及び教職員を対象とした啓発講座を実施している。(平成24年度実施実績:1,524件)	総務省 文部科学省
			○都道府県・指定都市の指導主事等への周知 ○学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業	・平成24年7月に、都道府県・指定都市の指導主事等を対象に開催した会議において、学習指導要領の円滑な実施について周知を図るため、情報モラルに関する指導の参考となる資料の配布などを行った。 ・家庭教育に関する学習機会において、子どもの携帯電話やインターネット利用について理解や知識を深めるための講座等が実施されている。(平成25年度予算案額4,923,535千円の内数)	文部科学省

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
3 インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進					
① 違法情報の排除に向けた取組の推進	警察庁	サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンターに寄せられた通報を通じ、児童ポルノに係る違法情報の把握に努め、取締りを推進するとともに、サイト管理者等に対し、警察及びインターネット・ホットラインセンターから削除依頼等を実施する。また、インターネットを利用した児童ポルノ事犯の被疑者を検挙した場合等に、当該違法情報が掲載された掲示板のサイト管理者等に対し、当該違法情報の削除の要請及び同種事案の再発防止に努めるよう申入れ又は指導を行うほか、非行防止教室や情報セキュリティに関する講習等の場において、インターネット・ホットラインセンターの取組を紹介するなどして、インターネット上からの児童ポルノの削除の更なる促進を図る。	<p>○ホットライン業務の委託</p> <p>○サイバーパトロール業務の委託</p> <p>○インターネット・ホットラインセンターを通じた削除依頼等の実施</p> <p>○都道府県警察による児童ポルノ事犯一斉取締り等による効果的な取締りの推進</p> <p>○関係事業者に対する申入れ又は指導の強化</p> <p>○迅速な削除依頼の徹底を都道府県警察に指示</p> <p>○非行防止教室等における意識啓発</p>	<p>・インターネット上の違法情報・有害情報対策を推進するため、ホットライン業務の外部委託(削除依頼等の実施を含む。)を行っている。</p> <p>・出会い系サイト規制法の禁止誘引行為の情報や登録制サイト内の児童ポルノ・わいせつ物公然陳列画像等の違法情報等を収集し、インターネット・ホットラインセンターに通報する業務(サイバーパトロール)の外部委託を行っている。</p> <p>・インターネット・ホットラインセンターから通報される違法・有害情報に対する効率的な捜査活動を推進するため、全国協働捜査方式を実施している。</p> <p>・悪質な児童ポルノ事犯に対して、都道府県警察による一斉取締り等の効果的な取締りを推進している。</p> <p>・平成23年7月に都道府県警察に対して通達した、「情勢の変化に対応したインターネット利用児童ポルノ事犯の取締り等の強化について」に基づき、引き続き児童ポルノ事犯の関連事業者に対する再発防止や児童ポルノの流通防止に係る指導、サイト管理者に対する迅速な削除依頼の徹底等に努めている。</p> <p>・都道府県警察では、非行防止教室等において、インターネットの利用に起因した児童の犯罪被害の状況等に係る情報提供を行うなど、児童ポルノ事犯の被害防止に向けた啓発活動を推進している。</p>	警察庁
② 事業団体によるガイドライン等の策定の支援	総務省	「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」が平成18年8月に取りまとめた最終報告書の提言を受けて、事業団体((社)電気通信事業者協会、(社)テレコムサービス協会、(社)日本インターネットプロバイダー協会及び(社)日本ケーブルテレビ連盟)により策定された削除すべき児童ポルノの判断基準等を含む「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の不断の見直しを支援する。	○「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の見直し支援	・「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」が平成23年10月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言～スマートフォン時代の青少年保護を目指して～」を公表。これを受けて業界4団体において青少年有害情報に対する対応を改訂内容とする「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の見直しを行い、平成24年4月5日に公表。	総務省
③ 違法・有害情報相談センターの運営の支援	総務省	各種ガイドライン等に基づく、プロバイダ等によるインターネット上の違法・有害情報への対策を強化するため、インターネット上の違法・有害情報に関して、プロバイダ等から個々の事案への対応についての相談業務等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。	○インターネット上の違法・有害情報対応相談業務	・各種ガイドライン等に基づく、プロバイダ等によるインターネット上の違法・有害情報への対策を強化するため、違法・有害情報相談センターを設置して、インターネット上の違法・有害情報に関して、プロバイダ等から個々の事案への対応について相談を受け付けている。(平成25年度政府予算案額 32,239千円)	総務省

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
④ 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体との連携等を通じた児童ポルノ流通防止対策の推進	警察庁 内閣官房 内閣府 総務省 経済産業省	インターネット・サービス・プロバイダ(ISP)、検索エンジンサービス事業者及びフィルタリング事業者に対して児童ポルノが掲載されているウェブサイトに係るアドレスリストの作成、維持・管理、提供等を中立性の確保に配慮しつつ民間のイニシアティブにて行うための児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体の設置に向けた作業を進め、同団体との官民連携した児童ポルノ流通防止対策を推進する。	<p>○民間団体における自主的な取組への支援</p> <p>○ブロッキングの自主的導入の促進</p> <p>○児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体による自主的取組への支援</p>	<p>・児童ポルノ流通防止対策専門委員会、安心ネットづくり促進協議会、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会(ICSA)等の民間の協議会に参加し、必要な情報提供や助言等を行い、民間団体における自主的な取組を支援している。</p> <p>・平成23年4月から一部のISPがブロッキングを自主的に導入している。</p> <p>・警察庁及びインターネット・ホットラインセンターから、インターネットコンテンツセーフティ協会(ICSA)に対して児童ポルノ情報を提供している。</p>	警察庁
			<p>○児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験の実施に向けた準備</p> <p>○安心ネットづくり促進協議会等の民間団体による自主的取組への支援</p> <p>○児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体による自主的取組への支援</p> <p>○ブロッキングの自主的導入の促進</p>	<p>・児童ポルノサイトのブロッキングはインターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮することが重要であり、ISPの規模に見合った精度の高いブロッキング方式の開発・実証を行い、その導入に向けた支援・環境整備を行うために、「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」を実施している。(平成25年度政府予算案額450,000千円)</p> <p>・安心ネットづくり促進協議会、児童ポルノ流通防止対策専門委員会、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会等の民間の協議会に対し、必要な情報提供や助言等を行うことにより、民間の自主的取組を支援している。</p> <p>・児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が、平成23年3月に設立され、同年4月からISP9社がブロッキングを自主的に導入した。平成25年5月9日時点では、ISP(47社)、検索エンジンサービス事業者(4社)、フィルタリング事業者(3社)に対して児童ポルノ掲載アドレスリストが提供されており、流通防止措置が講じられている。</p>	総務省
			<p>○安心ネットづくり促進協議会等の民間団体による自主的取組への支援</p> <p>○児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体による自主的取組への支援</p> <p>○ブロッキングの自主的導入の促進</p>	<p>・児童ポルノ流通防止対策専門委員会、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会や安心ネットづくり促進協議会等における検討事項について、参画・支援を実施している。</p> <p>・児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が、平成23年3月に設立され、同年4月からISP9社がブロッキングを自主的に導入した。平成25年5月9日時点では、ISP(47社)、検索エンジンサービス事業者(4社)、フィルタリング事業者(3社)に対して児童ポルノ掲載アドレスリストが提供されており、流通防止措置が講じられている。</p> <p>・平成23年4月から検索エンジンサービス事業者(4社)等が検索結果から児童ポルノを非表示にするなどの対策を自主的に導入。</p>	経済産業省

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
⑤ ブロッキングの導入に向けた諸対策の推進	警察庁 総務省 内閣官房 内閣府 経済産業省	インターネット上の児童ポルノについては、児童の権利を著しく侵害するものであり、インターネット・ホットラインセンターが把握した画像について、サイト管理者等への削除要請や警察の捜査・被疑者検挙が行われた場合等でも、実際に画像が削除されるまでの間は画像が放置されるところであり、児童の権利を保護するためには、サーバーの国内外を問わず、画像発見後、速やかに児童ポルノ掲載アドレスリストを作成し、ISPによる閲覧防止措置(ブロッキング)を講ずる必要がある。そこで、このようなブロッキングについて、インターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮しつつ、平成22年度を目途にISP等の関連事業者が自主的に実施することが可能となるよう、下記の対策を講ずる。			
i アドレスリストの迅速な作成・提供等実効性のあるブロッキングの自主的導入に向けた環境整備		警察庁及びインターネット・ホットラインセンターからの情報提供により、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体がプロバイダ等に対し迅速にアドレスリストを提供できるよう、実効性のあるブロッキング導入に向けた環境整備を実施する。	○民間団体における自主的な取組への支援(再掲) ○ブロッキングの自主的導入の促進(再掲) ○児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体による自主的取組への支援(再掲)	・児童ポルノ流通防止対策専門委員会、安心ネットづくり促進協議会、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会(ICSA)等の民間の協議会に参加し、必要な情報提供や助言等を行い、民間団体における自主的な取組を支援している。 ・平成23年4月から一部のISPがブロッキングを自主的に導入している。 ・警察庁及びインターネット・ホットラインセンターから、インターネットコンテンツセーフティ協会(ICSA)に対して児童ポルノ情報を提供している。	警察庁
		○児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験の実施に向けた準備(再掲) ○安心ネットづくり促進協議会等の民間団体による自主的取組への支援(再掲) ○児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体による自主的取組への支援(再掲) ○ブロッキングの自主的導入の促進(再掲)	○児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験の実施に向けた準備(再掲) ○安心ネットづくり促進協議会等の民間団体による自主的取組への支援(再掲) ○児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体による自主的取組への支援(再掲) ○ブロッキングの自主的導入の促進(再掲)	・児童ポルノサイトのブロッキングはインターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮することが重要であり、ISPの規模に見合った精度の高いブロッキング方式の開発・実証を行い、その導入に向けた支援・環境整備を行うために、「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」を実施している。(平成254年度政府予算案額450,000千円) ・安心ネットづくり促進協議会、児童ポルノ流通防止対策専門委員会、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会等の民間の協議会に対し、必要な情報提供や助言等を行うことにより、民間の自主的取組を支援している。 ・児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が、平成23年3月に設立され、同年4月からISP9社がブロッキングを自主的に導入した。平成25年5月9日時点では、ISP(47社)、検索エンジンサービス事業者(4社)、フィルタリング事業者(3社)に対して児童ポルノ掲載アドレスリストが提供されており、流通防止措置が講じられている。	総務省
		○安心ネットづくり促進協議会等民間団体による自主的取組への支援(再掲) ○児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体による自主的取組への支援(再掲) ○ブロッキングの自主的導入の促進(再掲)	○安心ネットづくり促進協議会等民間団体による自主的取組への支援(再掲) ○児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体による自主的取組への支援(再掲) ○ブロッキングの自主的導入の促進(再掲)	・児童ポルノ流通防止対策専門委員会、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会や安心ネットづくり促進協議会等における検討事項について、参画・支援を実施している。 ・児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が、平成23年3月に設立され、同年4月からISP9社がブロッキングを自主的に導入した。平成25年5月9日時点では、ISP(47社)、検索エンジンサービス事業者(4社)、フィルタリング事業者(3社)に対して児童ポルノ掲載アドレスリストが提供されており、流通防止措置が講じられている。 ・平成23年4月から検索エンジンサービス事業者(4社)等が検索結果から児童ポルノを非表示にするなどの対策を自主的に導入。	経済産業省
ii ISPIによる実効性のあるブロッキングの自主的導入の促進		ISPIに対し、インターネット上の児童ポルノの流通を防止するためのブロッキングの重要性、有効性等について理解を求め、実効性のあるブロッキングの自主的導入を促進する。	○民間団体における自主的な取組への支援(再掲) ○ブロッキングの自主的導入の促進(再掲) ○児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体による自主的取組への支援(再掲)	・児童ポルノ流通防止対策専門委員会、安心ネットづくり促進協議会、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会(ICSA)等の民間の協議会に参加し、必要な情報提供や助言等を行い、民間団体における自主的な取組を支援している。 ・平成23年4月から一部のISPがブロッキングを自主的に導入している。 ・警察庁及びインターネット・ホットラインセンターから、インターネットコンテンツセーフティ協会(ICSA)に対して児童ポルノ情報を提供している。	警察庁

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
			<p>○児童ポルノサイトのブロックングに関する実証実験の実施に向けた準備(再掲)</p> <p>○安心ネットづくり促進協議会等の民間団体による自主的取組への支援(再掲)</p> <p>○児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体による自主的取組への支援(再掲)</p> <p>○ブロックングの自主的導入の促進(再掲)</p>	<p>・児童ポルノサイトのブロックングはインターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮することが重要であり、ISPの規模に見合った精度の高いブロックング方式の開発・実証を行い、その導入に向けた支援・環境整備を行うために、「児童ポルノサイトのブロックングに関する実証実験」を実施している。(平成25年度政府予算案額450,000千円)</p> <p>・安心ネットづくり促進協議会、児童ポルノ流通防止対策専門員会、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会等の民間の協議会に対し、必要な情報提供や助言等を行うことにより、民間の自主的取組を支援している。</p> <p>・児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が、平成23年3月に設立され、同年4月からISP9社がブロックングを自主的に導入した。平成25年5月9日時点では、ISP(47社)、検索エンジンサービス事業者(4社)、フィルタリング事業者(3社)に対して児童ポルノ掲載アドレスリストが提供されており、流通防止措置が講じられている。</p>	総務省

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
			<p>○安心ネットづくり促進協議会等民間団体による自主的取組への支援(再掲)</p> <p>○児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体による自主的取組への支援(再掲)</p> <p>○ブロッキングの自主的導入の促進(再掲)</p>	<p>・児童ポルノ流通防止対策専門委員会、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会や安心ネットづくり促進協議会等における検討事項について、参画・支援を実施している。</p> <p>・児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が、平成23年3月に設立され、同年4月からISP9社がブロッキングを自主的に導入した。平成25年5月9日時点では、ISP(47社)、検索エンジンサービス事業者(4社)、フィルタリング事業者(3社)に対して児童ポルノ掲載アドレスリストが提供されており、流通防止措置が講じられている。</p> <p>・平成23年4月から検索エンジンサービス事業者(4社)等が検索結果から児童ポルノを非表示にするなどの対策を自主的に導入。</p>	経済産業省
iii 一般ユーザーに対する広報・啓発		インターネットの一般ユーザーに対し、ブロッキングの重要性等について幅広く広報・啓発し、理解を求めるとともに、インターネット上の流通防止対策に対する国民意識の醸成を図る。	<p>○民間団体における自主的な取組への支援(再掲)</p> <p>○ブロッキングの自主的導入の促進(再掲)</p> <p>○児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体による自主的取組への支援(再掲)</p>	<p>・児童ポルノ流通防止対策専門委員会、安心ネットづくり促進協議会、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会(ICSA)等の民間の協議会に参加し、必要な情報提供や助言等を行い、民間団体における自主的な取組を支援している。</p> <p>・平成23年4月から一部のISPがブロッキングを自主的に導入している。</p> <p>・警察庁及びインターネット・ホットラインセンターから、インターネットコンテンツセーフティ協会(ICSA)に対して児童ポルノ情報を提供している。</p>	警察庁
			<p>○児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験の実施に向けた準備(再掲)</p> <p>○安心ネットづくり促進協議会等の民間団体による自主的取組への支援(再掲)</p> <p>○児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体による自主的取組への支援(再掲)</p> <p>○ブロッキングの自主的導入の促進(再掲)</p>	<p>・児童ポルノサイトのブロッキングはインターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮することが重要であり、ISPの規模に見合った精度の高いブロッキング方式の開発・実証を行い、その導入に向けた支援・環境整備を行うために、「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」を実施している。(平成25年度政府予算案額450,000千円)</p> <p>・安心ネットづくり促進協議会、児童ポルノ流通防止対策専門委員会、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会等の民間の協議会に対し、必要な情報提供や助言等を行うことにより、民間の自主的取組を支援している。</p> <p>・児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が、平成23年3月に設立され、同年4月からISP9社がブロッキングを自主的に導入した。平成25年5月9日時点では、ISP(47社)、検索エンジンサービス事業者(4社)、フィルタリング事業者(3社)に対して児童ポルノ掲載アドレスリストが提供されており、流通防止措置が講じられている。</p>	総務省

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
4 被害児童の早期発見及び支援活動の推進					
(1) 早期発見・支援活動					
① 関係職員の意識啓発	警察庁 厚生労働省 文部科学省	地方公共団体等と連携し、児童ポルノ事犯について学校関係者、児童福祉関係者等の潜在的な被害児童に接する可能性のある職員の意識啓発を図り、児童ポルノ事犯による被害の早期発見に努める。	○各種会議・研修における職員に対する意識啓発の実施	・都道府県警察の職員を対象とした各種会議や各種研修において、児童ポルノ事犯等の被害児童の早期発見・早期保護に努めるよう指示している。 ・平成23年11月21日、22日に警察庁において「全国被害児童支援担当者研修会」を開催し、参加した都道府県警察の担当者に対して児童ポルノ事犯等の被害児童の早期発見・早期保護に努めるように指示した。 ・都道府県警察では、街頭補導や各種相談等あらゆる警察活動を通じて児童ポルノ事犯等の被害児童の早期発見・早期保護に努めている。	警察庁
			○関係職員の意識啓発	・全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議で「児童ポルノ排除総合対策」を周知することにより、児童相談所等職員の意識啓発を行った。(平成24年7月)	厚生労働省
			○学校の生徒指導担当者に対する児童虐待防止についての啓発の実施	・平成22年9月に、生徒指導に関する学校・教員向けの基本書として、児童ポルノを含めた児童虐待への学校の対応についての解説を盛り込んだ「生徒指導提要」を各教育委員会(各10部)及び学校(各2部)に配付し、学校の生徒指導担当者に対する児童虐待防止についての啓発に活用している。	文部科学省
② 街頭補導等を通じた被害防止及び被害児童の早期発見・保護活動	警察庁	警察において、街頭補導時における積極的な声掛け及び補導並びに少年相談受理時における専門職員等による適切な対応等により、児童ポルノ事犯による被害の未然防止及び被害児童の早期発見・保護に努める。	○少年補導・少年相談を通じた被害児童の早期発見・早期保護	・都道府県警察の職員を対象とした各種会議や各種研修において、児童ポルノ事犯等の被害児童の早期発見・早期保護に努めるよう指示している。 ・平成23年11月21日、22日に警察庁において「全国被害児童支援担当者研修会」を開催し、参加した都道府県警察の担当者に対して児童ポルノ事犯等の被害児童の早期発見・早期保護に努めるように指示した。 ・都道府県警察では、街頭補導や各種相談等あらゆる警察活動を通じて児童ポルノ事犯等の被害児童の早期発見・早期保護に努めている。	警察庁
③ 被害児童に対する継続的支援の実施	警察庁 文部科学省 厚生労働省 法務省	警察において、被害児童の精神的打撃の軽減を図るため、少年補導職員、少年相談専門職員等により、個々の被害児童の特質に応じた計画的なカウンセリングの実施や、家庭、学校等と連携した環境調整等による継続的な支援を行う。	○少年補導職員等による被害児童に対する継続的な支援の実施	・都道府県警察では、少年の特性・心理に関する知識やカウンセリングに関する技能等を有する少年補導職員等が、心理学等の専門家からアドバイスを受けながら、被害児童に対してカウンセリングを実施したり、関係機関と連携して家庭環境の調整を行うなど、被害児童に対する継続的支援を行っている。	警察庁
			○スクールカウンセラー等活用事業 ○スクールソーシャルワーカー活用事業	・平成24年度においては、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を希望するほぼ全ての公立小中学校(約2万校分)に配置できるよう必要な経費を措置し、引き続き平成25年度においても、全公立小学校及び公立中学校(約2万4千校分)に配置できるよう必要な経費を計上している。(平成25年度予算案額 3,891,820千円) ・平成24年度においては、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを都道府県・指定都市・中核市に1,113人配置できるよう必要な経費を措置し、引き続き平成25年度においても、都道府県・指定都市・中核市に1,355人を配置できるよう必要な経費を計上している。(平成25年度予算案額 355,352千円)	文部科学省

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
④ カウンセリング態勢の充実	警察庁	警察において、被害児童の精神的打撃の軽減を図るための継続的な支援は、担当の職員のみでは対応が困難な場合も多いことから、あらかじめ臨床心理学、精神医学等の専門家を委嘱しておくなど、必要に応じて部外の専門家の助言を受けることができる態勢を整備する。なお、性犯罪被害者の負担軽減及び捜査の的確な推進のため、性犯罪被害者に対する各種支援及び捜査を一つの場所で行う平成22年度モデル事業に係る性犯罪被害者対応拠点に性犯罪被害児童が来所した場合は、これらの専門家と連携して適切な対応を行うよう努める。	○カウンセリングアドバイザーの委嘱 ○性犯罪被害者対応拠点モデル事業の実施	・都道府県警察では、被害児童支援の担当職員が心理学等の専門家からアドバイスを受けられることができるよう臨床心理士、大学教授、精神科医等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーに委嘱している。平成24年度、全国の都道府県警察において、115名の専門家が被害少年カウンセリングアドバイザーに委嘱されている。 ・平成22年度モデル事業として、平成22年7月26日、愛知県において性犯罪被害者対応拠点「ハートフルステーション・あいち」を開設。開設後、性犯罪被害児童から来所などにより相談がなされた際には、臨床心理士等と連携するなど適切な対応を行った。	警察庁

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
⑤ スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実	文部科学省	児童の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の整備を支援することで、児童ポルノ事犯の被害に遭った児童の早期発見等に資する。また、児童ポルノ事犯を含む事件・事故や災害によって心のケアが必要になった児童への対応として、学校へのスクールカウンセラーの緊急派遣に係る支援を行う。	○スクールカウンセラー等活用事業	・平成24年度においては、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を希望するほぼ全ての公立小中学校(約2万校分)に配置できるよう必要な経費を措置し、引き続き平成25年度においても、全公立小学校及び公立中学校(約2万4千校分)に配置できるよう必要な経費を計上している。(平成25年度予算案額 3,891,820千円)	文部科学省
⑥ 児童相談所における児童等への支援や通報の実施	厚生労働省 警察庁	児童相談所において、性的虐待、児童ポルノ事犯による被害等により心身に有害な影響を受けた児童に関する相談があった場合に、次の支援を実施する。 ・ 児童心理司によるカウンセリングや児童福祉司による指導・援助 ・ 緊急的な保護を必要とする場合における一時保護 ・ 医療的なケアが必要な場合における病院等の専門機関の斡旋 ・ 児童の生活の立て直しが必要な場合における児童福祉施設への入所措置 また、児童相談所への相談の過程で、児童の意思等を確認した上で、警察への通報を実施する。	○児童相談所における児童等への支援や通報の実施	・全国児童福祉主管課長会議・児童相談所長会議で「児童ポルノ排除総合対策」を周知することにより、児童相談所等職員の意識啓発を行った。(平成24年7月) ・平成22年度補正予算では、安心子ども基金の中に、虐待防止対策の強化を図るための児童相談所職員等に対する研修の実施などを盛り込んだ。 ・平成25年度予算案では、虐待防止対策の強化を図るための児童相談所職員等に対する研修の実施などのうち、一部の事業について、児童虐待・DV対策等総合支援事業に組み替えて実施することとし、その他の事業については、安心子ども基金の延長により、平成25年度においても引き続き実施する。	厚生労働省 警察庁
			○児童相談所からの通報に対する適切な対応	・都道府県警察では、性的虐待や児童ポルノ事犯の被害に関する通報に対して、事案に応じた厳正な捜査を行うほか、児童相談所等と緊密に連携して被害児童の保護・支援を行うなど、適切な対応に努めている。	
⑦ 児童家庭支援センターの運営及び児童福祉施設における心理療法担当職員の配置	厚生労働省	児童家庭支援センターの運営において、関係機関と連携し、児童ポルノ事犯による被害に係る相談と支援を実施するほか、心理的治療を必要とする児童への心理療法担当職員による治療、指導等を実施する。また、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設に心理療法を行う職員を配置し、虐待等による心的外傷のため心理療法を必要とする児童に、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施する。	○児童家庭支援センター等の児童福祉施設における被害児童への支援	・全国92か所に児童家庭支援センターを設置し(平成24年10月1日現在)、虐待を受けた児童等に対する支援等を行っているほか、全国56か所の乳児院、491か所の児童養護施設、86か所の母子生活支援施設、25か所の児童自立支援施設に心理療法担当職員を配置し(平成23年度)、虐待を受けた児童等に対する心理療法を実施している。	厚生労働省
(2) 担当職員の能力の向上					
① 被害児童の心情に配慮した聴取技法の検討	警察庁	警察庁に設置された心理学の専門家等からなる「被害児童からの客観的聴取技法に関する研究会」において、被害児童の心情や特性を理解し、二次的被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法等について検討を行う。平成22年度に具体的な聴取技法を検討し、23年度に聴取技法のマニュアル、DVD等を作成するなど検討を進める。また、確立した聴取技法を都道府県警察に普及させるため、被害児童からの事情聴取の担当官を対象に聴取技法の必要性及び効果に関する講義や具体的事例に即した聴取手順のロールプレイ等を内容とする研修会を開催する。	○被害児童からの客観的聴取技法に関する研究等	・平成23年度に聴取技法に関する執務資料を作成し、各都道府県警察に配布した。 ・平成24年度に被害児童からの客観的聴取技法の教養用DVDを作成し、平成25年4月中に各都道府県警察に配布した。 ・都道府県警察の被害児童支援担当者等を対象とした全国規模の研修として「少年保護対策専科」を開催しており、平成24年度は7月に実施し、被害児童支援の知識及び被害児童の心情に配慮した聴取技能の向上を図った。	警察庁

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
② 被害児童の支援の在り方に関する検討	警察庁 法務省 厚生労働省	警察庁において、都道府県警察の被害児童支援担当者に対する研修を実施し、カウンセリングの実施方法、事案発生時の的確な対処方法、被害からの立ち直り支援方策等について、児童ポルノ事犯等の特性を踏まえた被害児童支援の在り方の検討を行うとともに、被害児童支援担当者の能力向上を図る。平成22年度に被害児童支援に関する事例を収集し、23年度に立ち直り支援に係る事例集を作成する。	○被害児童支援の在り方の検討及び被害児童支援担当者の能力向上	<ul style="list-style-type: none"> 被害児童支援担当者等を対象とした全国規模の研修として、「少年補導幹部専科」を開催しており、平成24年度は9月に実施し、被害児童支援の在り方の検討を行うとともに、支援担当者の能力向上を図った。 平成23年11月21日、22日に警察庁において「全国被害児童支援担当者研修会」を開催し、被害児童の支援の在り方などについて検討を行うなど都道府県警察の被害児童支援担当者の能力向上を図った。 平成22年度に被害児童支援に関する事例を収集し、その事例等を基に平成24年度に被害児童支援に関する事例集を作成し、各都道府県警察に配布した。 	警察庁
③ 性的被害児童等に対するケアに関する調査・研究及び研修の実施	厚生労働省	性的被害児童の早期発見方法や、性的虐待を受けた児童に対する児童相談所における聞き取り方法等について、それぞれ調査・研究を実施する。また、子どもの虹情報研修センターにおいて、児童相談所職員等を対象に性的虐待への対応について研修を実施する。	○性的虐待に関する調査・研究及び研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 「家庭内性暴力被害児(児童虐待・児童ポルノ等)の発見・支援における各関係機関の対応と連携に関する調査研究(平成23年度)」(児童関連サービスク調査研究等事業、主任研究者：山本恒雄、日本子ども家庭総合研究所)を実施した。 平成24年度は、子どもの虹情報研修センターにおいて、「子どもの性と暴力」をテーマとする研修(5月)を実施し、他の研修においても性的虐待への対応や、小児性愛と子ども虐待をテーマとした講義を実施した。引き続き、平成25年度開催の研修においても性的虐待を盛り込んでいく予定。 	厚生労働省
④ 心のケアに関する対応の充実	文部科学省	児童の日常的な心身の健康状態を把握し、健康問題等について早期発見・早期対応を図るため、養護教諭及び一般の教職員を対象とした効果的な健康観察及び健康相談の方法等に関する指導参考資料を作成するとともに、養護教諭、学校に派遣されている臨床心理士等を対象としたシンポジウムを開催する。	○児童生徒の現代的健康課題への対応事業	<ul style="list-style-type: none"> 健康相談・保健指導の基本的な考え方、心身の健康問題や背景の把握方法、保健指導内容、子どもや保護者への基本的な対応方法等について記述した指導参考資料を平成23年8月全国の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に約8万2千部を配布した。 平成24年11月、東京都において、子どもの心のケアの充実を目的に、管理職、養護教諭をはじめとする教職員、スクールカウンセラー等、約400名を集め、子どもの心のケアシンポジウムを開催した。 	文部科学省

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
5 児童ポルノ事犯の取締りの強化					
① 悪質な児童ポルノ事犯の徹底検挙	警察庁	サイバーパトロールの一層の推進やインターネット・ホットラインセンター及び匿名通報ダイヤルからの各種情報の積極的な活用を図るほか、都道府県警察間の場合、共同捜査の積極的推進、児童ポルノ愛好者グループの実態説明等を通じ、低年齢児童の性犯罪被害を伴う児童ポルノ製造事犯等に重点を置いた捜査を強化し、悪質な児童ポルノ事犯の検挙の徹底を図る。	○悪質な児童ポルノ事犯の徹底検挙 ○都道府県警察による児童ポルノ事犯一斉取締り等による効果的な取締りの推進	・インターネット・ホットラインセンターから通報される違法・有害情報に対する効率的な捜査活動を推進するため、全国協働捜査方式を実施している。 ・低年齢児童ポルノ愛好者グループによる事犯など悪質な事犯に対する取締りを強化している。 ・平成24年8月、勤務先の保育園で就寝中の園児に対してわいせつな行為をして児童ポルノを製造し、仲間内で交換を行っていた児童ポルノ愛好者グループのメンバーを検挙(宮城県警・兵庫県警・広島県警・鳥根県警・栃木県警) ・平成24年9月に43都道府県で、ファイル共有ソフトを利用した児童ポルノ事犯の一斉取締りを実施 ・平成24年中の児童ポルノ事件の送致件数は1,596件(前年比9.7%増加)、送致人員は1,268人(前年比24.8%増加)と、いずれも過去最多を記録している。 ・ファイル共有ソフトネットワークについて、P2P観測システムにより、継続的に観測するなど、取締りを推進している。	警察庁
② 悪質な関連事業者に対する責任追及の強化	警察庁	児童ポルノの提供等に加担しているサイト管理者、サーバー管理者といった悪質な関連事業者について、当該関連事業者に対する指導・警告を徹底し、風営適正化法に基づき当該サーバー管理者等に対して勧告を行うほか、刑事責任の追及を図るなど、悪質な関連事業者に対する責任追及を強化する。		・平成23年7月、都道府県警察に通告した「情勢の変化に対応したインターネット利用児童ポルノ事犯の取締り等の強化について」に基づき、引き続き、悪質な児童ポルノ事犯に対する取締りの強化及びインターネット利用事犯に係る悪質なサイト管理者等の関連事業者に対する刑事責任の追及等に努めている。 ・平成23年12月、児童ポルノDVD販売サイトの運営者と契約していたレンタルサーバー管理会社を児童ポルノ公然陳列事件の補助犯として検挙(大阪府警) ・平成24年3月、児童ポルノを公然と陳列している掲示板サイトのスレッド開設者を児童ポルノ公然陳列事件の補助犯として検挙(神奈川県警) ・平成24年7月、児童ポルノDVD販売サイトと契約していたサーバー管理会社に対し、違法情報の送信を防止する措置を講じよう依頼、当該サイトは削除された(埼玉県警)	警察庁

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
③ 外国捜査機関等との連携の強化	警察庁	国際刑事警察機構(ICPO)、G8ローマ・リヨン・グループ等の国際的な取組への積極的な参加や、米国連邦捜査局(FBI)が実施する研修への職員の派遣、平成14年から実施している東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー及び捜査官会議の拡充等を通じて、外国捜査機関等との情報交換や国際捜査協力のための調整を行うとともに、連携態勢の強化を図る。	○ICPO国際児童ポルノデータベースへの参画 ○ICPO主催会議及びG8ローマ・リヨン・グループ会合等への参加 ○米国連邦捜査局(FBI)が実施する研修への職員の派遣 ○東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取捜査官会議の開催	・平成23年3月にICPO国際児童ポルノデータベース用端末を配備、同データベース操作講習会にも出席し、同端末を通じた参加国間における情報共有に努めている。 ・平成22年11月、平成23年3月開催のG8ローマ・リヨン・グループ会合に参加。 ・平成23年3月の同会合において、我が国が提案した「性的搾取による被害児童の支援」プロジェクトに関して、各国の取組状況を取りまとめた「性的搾取による被害児童の支援好事例集」が成果文書として承認された。本事例集については、警察庁ホームページに掲載し、関係各国・機関等との情報共有を図っている。 ・平成24年12月、オンラインの児童の性的搾取に対する世界的連携設立関係会合における専門家会合に参加。 ・平成24年8月、職員を米国連邦捜査局(FBI)が実施する「児童ポルノ国際タスクフォース研修」に派遣。 ・平成24年11月、東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー及び捜査官会議を開催し、日本における児童ポルノの現状や警察等の取組を出席者に紹介するとともに、外国捜査機関等との情報交換や連携態勢の強化に努めた。	警察庁
④ 児童ポルノ関連事犯に対する厳正な対応	法務省	児童ポルノ関連事犯に対しては、国外犯規定を含め、児童買春・児童ポルノ禁止法等の積極的な適用を通じて、厳正な科刑の実現に努める。	○児童ポルノ関連事犯に対する厳正な科刑の実現	・検察では、平成22年7月に策定された「児童ポルノ排除総合対策」に基づき、引き続き児童ポルノ関連事犯に対して、児童買春・児童ポルノ禁止法等の積極的な適用を通じて、厳正な科刑の実現に努めている。	法務省
⑤ 児童ポルノ事犯に関する捜査能力等の向上	警察庁	警察庁において、平成22年4月に児童ポルノ対策官の設置や画像分析体制の拡充等体制の強化が図られたところであるが、こうした体制の下、被害児童の特定や犯行手口の解明等、児童ポルノ画像等のより綿密な分析を行うとともに、合・共同捜査を積極的に推進するなどして、全国警察の児童ポルノ事犯捜査力の向上を図る。また、各都道府県警察におけるファイル共有ソフト利用事犯を含む児童ポルノ事犯に対する捜査能力の向上を図るため、平成22年度から児童ポルノ事犯捜査に特化した専科教養を実施する。	○児童ポルノ対策官の設置及び画像分析体制の拡充等の体制強化 ○児童ポルノ事犯捜査に特化した専科教養の実施 ○ファイル共有ソフトに関する研修会の実施	・平成24年5月に児童ポルノ事犯捜査共担者会議を開催、平成24年7月から9月の間にブロック別の少年警察実践塾を実施、平成24年9月にファイル共有ソフトに関する研修会を開催するなど、合・共同捜査体制の強化や捜査技能の向上に努めている。また、平成24年9月には児童ポルノ事犯の一斉取締りを実施した。 ・児童ポルノ対策官の下、画像分析・手口分析の充実に努めており、平成22年11月、英国の画像分析専門官を招へいし、担当者の画像分析技能向上を図るための研修を行った。 ・平成25年2月、各都道府県警察の少年担当部門において福祉捜査に従事する幹部警察官を対象として児童ポルノ事犯専科を実施し、児童ポルノ事犯の捜査に必要な専門的知識及び技能の習得を図った。	警察庁
⑥ 検察官に対する研修の実施	法務省	検察官に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、児童に対する配慮等に関する講義を実施するなどして、児童ポルノ事犯に関する知識の取得に努める。	○各種研修の実施	・検察官に対し、経験年数に応じて実施する各種研修の中で、「児童及び女性に対する配慮と検察実務」などその特性を踏まえた講義を実施している。	法務省

項目	関係省庁	取組内容	施策名等	実施状況(予算要求を含む。)	実施府省庁
6 諸外国における児童ポルノ対策の調査等					
① G8ローマ・リヨン・グループにおける「性的搾取による被害児童の支援」プロジェクトの推進	警察庁	G8各国のテロ対策専門家及び国際組織犯罪対策専門家で構成されるG8ローマ・リヨン・グループにおいて、平成22年2月、「性的搾取による被害児童の支援」に関する新規プロジェクトを提案し、承認されたところであり、今後、本プロジェクトを推進していくことで、各国における性的搾取による被害児童支援対策の好事例集の作成を行う。	○G8各国における性的搾取による被害児童支援対策の好事例集の作成	・「性的搾取による被害児童の支援」プロジェクトについては、平成23年3月に開催されたG8ローマ・リヨン・グループにおいて各国の取組状況を取りまとめた「性的搾取による被害児童の支援好事例集」が成果文書として承認された。本事例集については、警察庁ホームページに掲載し、関係各国・機関等との情報共有を図っている。	警察庁
② 諸外国の児童ポルノ対策の調査	外務省 警察庁 法務省	G8を中心とした諸外国における児童ポルノ関連法規制について、在外公館を通じて調査を行っているところ、法規制に関する動向及びインターネット上のブロック等の新たな規制を始めとする諸動向に関する調査を継続し、定期的に結果を取りまとめる。	○諸外国の児童ポルノ関連法規制についての調査	・平成25年2月、G8各国における国内法制上の「児童ポルノ」の定義に関する調査を実施。	外務省
			○22年度「海外における児童ポルノのブロックの現状に関する調査」の実施	・平成22年度、海外における児童ポルノのブロックの現状に関する調査を実施し、報告書を取りまとめた。同報告書は、警察庁ホームページに掲載し、事業者や国民による理解に努めている。	警察庁
③ 民間団体による取組への支援	総務省	「安心ネットづくり促進協議会」等において実施する諸外国のブロック等流通・閲覧防止対策に関する調査等の実施に向けた取組への支援を行う。	○安心ネットづくり促進協議会等の民間団体による自主的取組への支援	・安心ネットづくり促進協議会、児童ポルノ流通防止対策専門委員会、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会等の民間の協議会に対し、必要な情報提供や助言等を行うことにより、民間の自主的取組を支援している。	総務省